

未熟児養育医療申請手続きについて

* 申請は **赤ちゃんが生まれた日から30日以内**となっています。



* 養育医療とは…

入院医療を必要とする未熟児（①出生時体重が2,000g以下の者 又は ②生活力がとくに薄弱であって規定の症状を示す者）に対し養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健全な育成を目的とした制度（母子保健法第20条）です。

指定医療機関に入院中の医療費（健康保険適用分）や食事療養費（ミルク代）を公費で給付します。ただし、扶養義務者の所得により医療費の自己負担金が必要になります。（自己負担金は子ども医療費支給制度の助成があります。）

オムツ代や衣類代などにかかる費用は、給付の対象外になるため、退院時等に医療機関へお支払いください。

給付対象期間は、医師が意見書で指定した期間内（ただし、1歳の誕生日の前々日まで）の入院になります。再入院は対象外です。

1. 養育医療給付申請書	<ul style="list-style-type: none"> 本人は出生された赤ちゃん 現在地は、現在入院中の指定医療機関の住所を記入すること
2. 養育医療意見書	<ul style="list-style-type: none"> 入院中の医療機関の主治医に提出し、記入してもらうこと 第〇子の記載があること
3. 世帯調書	<ul style="list-style-type: none"> 本人名は、出生された赤ちゃん名で、続柄は、赤ちゃんから見ての続柄となること
4. 親子(母子)健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> 「妊婦の健康状態等」、「妊婦の職業と環境」、「妊娠中の経過」、「出産の状態」及び「出産後の母体の経過」をこちらでコピーをいたしますので、ご持参ください
5. 保険証	<ul style="list-style-type: none"> 出生された赤ちゃん名が記載されたものをご持参ください ※健康保険資格取得証明書でも可 市民税非課税世帯の方は、「標準負担額減額認定証」（赤ちゃんの分）を添付のこと
6. 子ども医療証	<ul style="list-style-type: none"> 出生された赤ちゃん名が記載されたもの ※保険証（健康保険資格取得証明書でも可）ができましたら、市役所1階8番窓口、総合支所、市民センターなどで手続き後、ご持参ください
7. 世帯員の所得証明書	<ul style="list-style-type: none"> 世帯員の扶養義務者 ※1で18歳以上の方、18歳未満で就業している方の全員の所得証明書 世帯調書の「地方税関係の取得についての同意」にチェックいただける場合・・・提出は不要です。（こちらで確認いたします） チェックいただけない場合・・・所得（課税・非課税）証明書の原本をご提出ください。 （証明書発行には費用がかかります） 生活保護世帯の方・・・世帯全員の氏名が記載された「生活保護受給証明書」
8. マイナンバーを確認するための書類	<ul style="list-style-type: none"> 扶養義務者※1の全員のマイナンバーカードもしくは、個人番号通知カード
9. 本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> 申請者(保護者)の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許書類など。)

* 転院する場合は、改めて申請書等の提出をお願いします。

* 医療券の記載事項（住所、保険証など）が変更になった場合は、記載事項変更届の提出をお願いします。

* 病院を退院されましたら、保健師が家庭訪問を行っております。

* 1 扶養義務者とは、民法上の3親等以内の直系血族（父母、祖父母、曾祖父母、きょうだいなど）です。

(注意1) 「3. 世帯調書」のマイナンバーにて、扶養義務者の所得が確認できないときは、所得証明書を提出していただく場合があります。

(注意2) マイナンバーを確認できる書類を紛失された方は、窓口でその旨申し出てください。

●お問い合わせ● 久留米市子ども未来部 こども子育てサポートセンター（市役所16階）
TEL 0942-30-9731 FAX 0942-30-9718